

令和6年能登半島地震により被害を受けた事業者の方へ 消費税の届出等に関する特例等について

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震により被災された事業者の方（以下「被災事業者」といいます。）は、下記1及び2の消費税の届出等に関する特例（以下「届出災害特例」といいます。）の適用を受けることができます。

また、仕入税額控除に関して次に掲げる場合のように、災害（やむを得ない事情）により帳簿書類（適格請求書（以下「インボイス」といいます。）など）を保存することができなかった場合には、帳簿書類（インボイスなど）を保存することなく、仕入税額控除を行うことができます。

- 被災により消費税の課税仕入れに係る帳簿書類を消失した場合
- 売手である適格請求書発行事業者（以下「インボイス発行事業者」といいます。）が被災したことでインボイスの交付を行うことができず、取引先（買手）においてそのインボイスを保存することができなかった場合

- 下記1及び2の届出災害特例は、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条第1項の規定により、特定非常災害として指定された非常災害の被災事業者に適用されるものであり、令和6年能登半島地震による災害も特定非常災害に指定されています。
- この届出災害特例は被災以後の課税期間について適用されるものであり、被災前に終了した課税期間（個人事業者の令和5年分等）については、この届出災害特例の対象となりませんのでご注意ください。

1 被災事業者が次の①又は②の届出をする場合の特例

① 消費税の課税事業者又は簡易課税制度を選択する（やめる）届出

被災事業者が、その被害を受けたことによって、被災日を含む課税期間以後の課税期間について、課税事業者を選択する（又はやめる）場合、又は簡易課税制度を選択する（又はやめる）場合には、指定日までに所轄税務署長へこれらの選択をする（又はやめる）旨の届出書を提出することにより、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

※1 届出災害特例の適用により、指定日までに課税事業者又は簡易課税制度を選択する旨の届出書を提出した事業者（又はこれらを選択した事業者が被災事業者となった場合）は、課税事業者又は簡易課税制度を2年継続して適用した後でなくても、その選択をやめることができます。

※2 課税事業者を選択した事業者が、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産（棚卸資産以外の固定資産で100万円（税抜き）以上のもの）を取得し、その取得した課税期間の確定申告を一般課税で行う場合等には、原則として、一定期間は課税事業者の選択をやめる旨の届出書及び簡易課税制度を選択する旨の届出書の提出ができませんが、届出災害特例により、被災日前又は指定日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出した被災事業者は、被災日を含む課税期間以後の課税期間から、これらの届出書の提出をすることができます。

② 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出

被災事業者であるインボイス発行事業者（基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である者に限ります。）が、その被害を受けたことによって、インボイス発行事業者の登録の取消しを求める場合には、指定日までに所轄税務署長へ「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出することにより、その提出日の翌日からインボイス発行事業者の登録を取り消すことができます（この場合、原則としてその提出日の属する課税期間は納税義務が免除され、免税事業者となります。）。

なお、「消費税課税事業者選択届出書」を提出しているインボイス発行事業者（基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である者に限ります。）については、指定日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出することにより、その提出日の属する課税期間の納税義務が免除されるとともに、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出したとみなされ、その提出日の翌日からインボイス発行事業者の登録も取り消されることとなります。

注1 「消費税課税事業者選択届出書」を提出しているインボイス発行事業者は、その登録の取消しのみでは、免税事業者となることはできませんのでご注意ください。

2 「消費税課税事業者選択届出書」を提出しているインボイス発行事業者が、その登録を取り消すことなく、課税事業者の選択のみをやめることもできます。

この届出災害特例の適用により、インボイス発行事業者がその課税期間の初日から免税事業者となった場合でも、インボイス発行事業者の登録を受けてからその登録の取消しを受けるまでの間の取引について交付するインボイス等は有効なものとなります。したがって、取引先（買手）においては、その交付を受けたインボイス等に基づき仕入税額控除を行うことができます。

(1) 届出災害特例の対象となる被災事業者とは

届出災害特例の対象となる被災事業者とは、次のいずれかに該当する事業者をいいます。

① 指定地域内に納税地を有する被災事業者

（注）指定地域とは、令和6年1月12日付国税庁告示第1号により申告等の期限を延長することとされている石川県及び富山県をいいます。

② 令和6年能登半島地震により税務署長から個別に申告等の期限の延長について期日を指定された被災事業者（所轄税務署長へ「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出し、期日を指定された被災事業者）

③ ①及び②以外の事業者で、令和6年能登半島地震により被災された事業者

【例】納税地にある事務所等は、令和6年能登半島地震により被害を受けていないが、指定地域内にある工場等が被害を受けた事業者

(2) 被災日とは

被災日とは、事業者が令和6年能登半島地震により被災事業者となった日をいいます。

(3) 指定日とは

指定日とは、次の事業者の区分ごとに、それぞれ次に掲げる日となります（令和6年1月12日付国税庁告示第2号及び令和6年6月14日付国税庁告示第14号）。

① 指定地域内（※）に納税地を有する被災事業者（上記(1)①の事業者で、②の個別に申告等の期限が延長された事業者を除きます。）

⇒ 令和6年7月31日

〔※ 石川県輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市及び志賀町に納税地を有する被災事業者については、申告等の期限の延長について別途国税庁告示で定める日（地域指定が解除された後の申告等の期限として指定される日）となります。〕

② 税務署長から個別に申告等の期限の延長について期日を指定された被災事業者（上記(1)②の事業者）

⇒ 所轄税務署長が申告等の期限として指定した日

③ ①及び②以外の被災事業者（上記(1)③の事業者）

⇒ 令和6年7月31日

(4) 届出の手続について

適用を受けようとする届出災害特例の内容に応じ、指定日までに次の届出書を所轄税務署長へ提出してください。

- 消費税課税事業者選択届出書
- 消費税課税事業者选择不適用届出書
- 消費税簡易課税制度選択届出書
- 消費税簡易課税制度选择不適用届出書
- 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書

(注) 提出に当たり、これらの届出書の「参考事項」欄又は余白に「能登半島地震の被災事業者」である旨を記載してください。

(5) 対象となる課税期間

届出災害特例の対象となる課税期間は、被災日を含む課税期間以後の課税期間です。

(6) その他

届出災害特例による「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」を提出する前に、仮決算による中間申告書を提出している場合、その中間申告書の内容を遡って変更する必要はありません。

次ページ以降では、届出災害特例に係る次の具体的な適用事例を掲げています。

事例1 令和6年能登半島地震により、被害を受けた機械装置等を買換えるため、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合

事例2 当初、設備投資等を行うために課税事業者を選択していたが、令和6年能登半島地震により設備投資等を行うことができなくなったため、課税事業者の選択をやめる場合

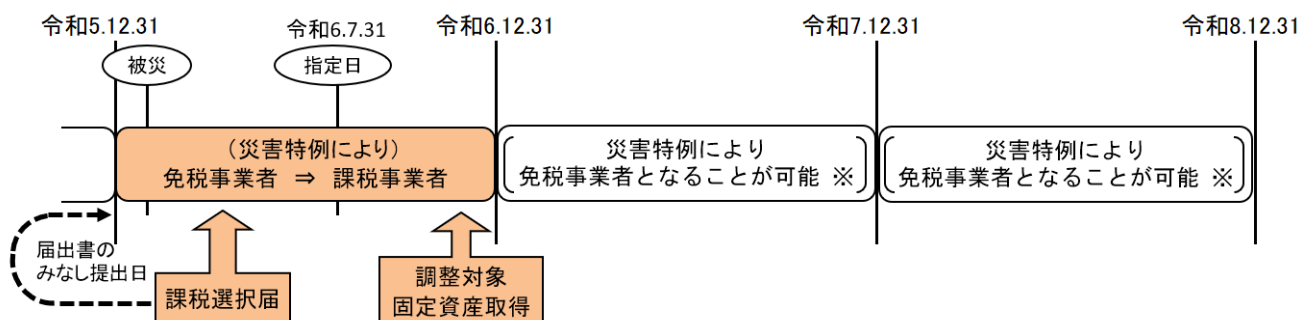
事例3 令和6年能登半島地震により、資産に相当な損失を受け、緊急な設備投資等を行うため、簡易課税制度の選択をやめ、一般課税により申告を行う場合

事例4 令和6年能登半島地震により、通常の業務体制の維持が難しく、事務処理能力が低下したため、簡易課税制度を選択して申告を行う（翌期は一般課税で申告を行う）場合

事例5 令和5年10月1日からインボイス発行事業者となったことに伴い課税事業者となった事業者が、令和6年能登半島地震により被災し、当面、事業の継続が難しくなったため、その登録を取り消し、免税事業者となる場合

（事例１）課税事業者を選択する場合

令和6年能登半島地震により、被害を受けた機械装置等を買換えるため、令和6年12月期について課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（指定日が令和6年7月31日の場合）



※ 事例の場合において、令和6年12月期のみ課税事業者を選択し、令和7年12月期から課税事業者の選択をやめる場合には、その選択をやめようとする課税期間の初日の前日（令和6年12月31日）までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を忘れずに提出してください（指定日とその選択をやめようとする課税期間の開始の日以後に到来する場合には、指定日が当該届出書の提出期限となります。）。指定日（事例では令和6年7月31日）までに提出する「消費税課税事業者選択届出書」と併せて提出していただいてもかまいません。

④ 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者の方については前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。

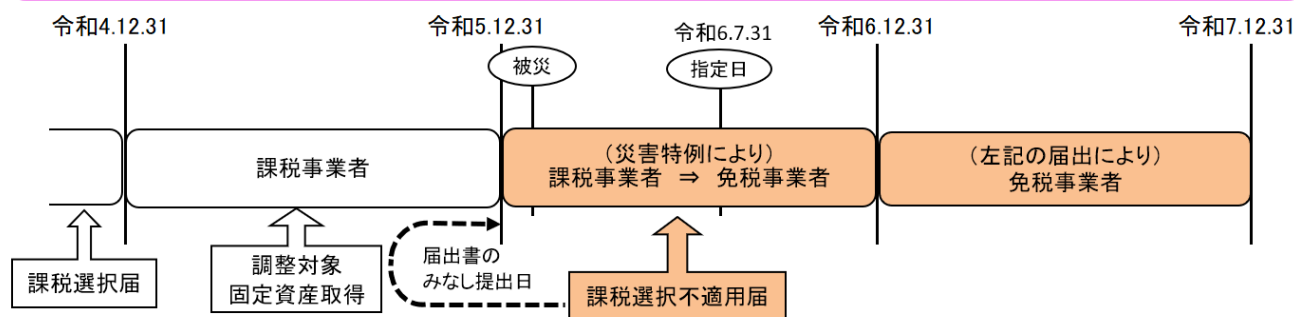
なお、合併・分割等があった場合や特定期間^(※1)における課税売上高^(※2)が1,000万円を超える場合には、納税義務が免除されない場合があります。

※1 特定期間とは、個人事業者の方はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。ただし、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。

※2 課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。

（事例２）課税事業者の選択をやめる場合

当初、令和5年12月期及び令和6年12月期に設備投資等を行うために課税事業者を選択していたが、令和6年能登半島地震により設備投資等を行うことができなくなったため、令和6年12月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（指定日が令和6年7月31日の場合）



※1 事例の場合において、令和6年12月期のみ課税事業者の選択をやめ、令和7年12月期から課税事業者を選択する場合には、その選択しようとする課税期間の初日の前日（令和6年12月31日）までに「消費税課税事業者選択届出書」を忘れずに提出してください（指定日とその選択しようとする課税期間の開始の日以後に到来する場合には、指定日が当該届出書の提出期限となります。）。指定日（事例では令和6年7月31日）までに提出する「消費税課税事業者選択不適用届出書」と併せて提出していただいてもかまいません。

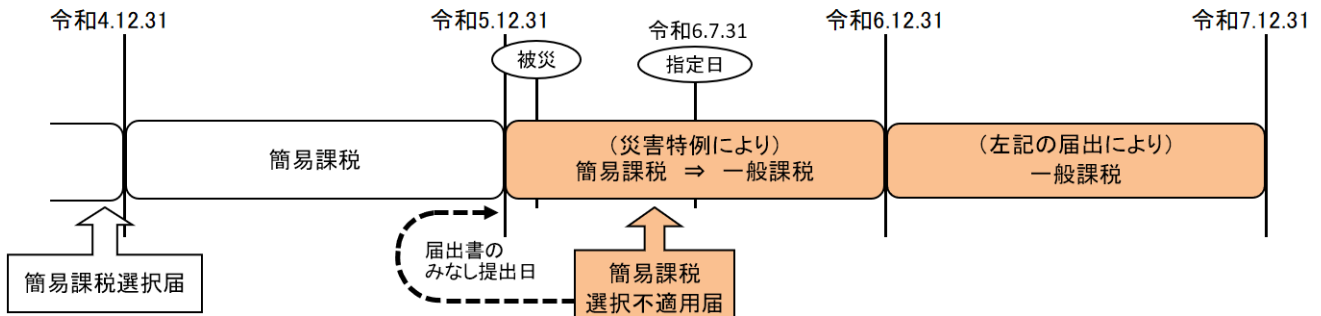
※2 被災事業者がインボイス発行事業者（基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者に限ります。）である場合、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出することで、その提出日の翌日からインボイス発行事業者の登録は取り消されます（事例5もご参照ください。）。

④ 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。

なお、合併・分割等があった場合や特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、納税義務が免除されない場合があります。

(事例3) 簡易課税制度の選択をやめる場合

令和6年能登半島地震により、資産に相当な損失を受け、緊急な設備投資等を行うため、令和6年12月期について簡易課税制度の選択をやめ、一般課税により申告を行う場合（指定日が令和6年7月31日の場合）



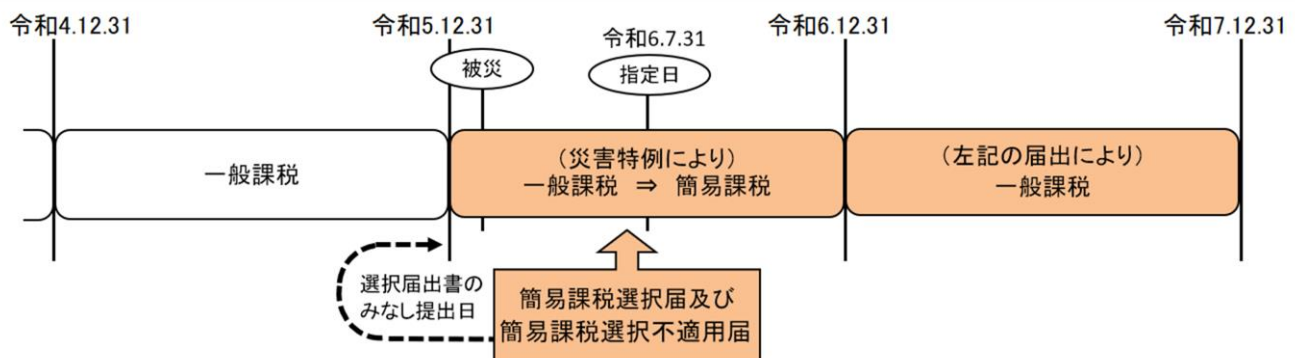
※ 事例の場合において、令和6年12月期のみ一般課税で申告を行い、令和7年12月期について、簡易課税制度の適用を受ける場合には、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日（令和6年12月31日）までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を忘れずに提出してください。指定日（事例では令和6年7月31日）までに提出する「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」と併せて提出していただいてもかまいません。

④ 届出災害特例の適用により簡易課税制度を選択する事業者は、簡易課税制度を2年継続して適用した後でなくても、その選択をやめることができます。

なお、簡易課税制度の適用を受けることができる事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者です。

(事例4) 簡易課税制度を選択する場合

令和6年能登半島地震により、事務処理能力が低下したため、令和6年12月期について簡易課税制度を選択して申告を行い、令和7年12月期について簡易課税制度の選択をやめ、一般課税により申告を行う場合（指定日が令和6年7月31日の場合）



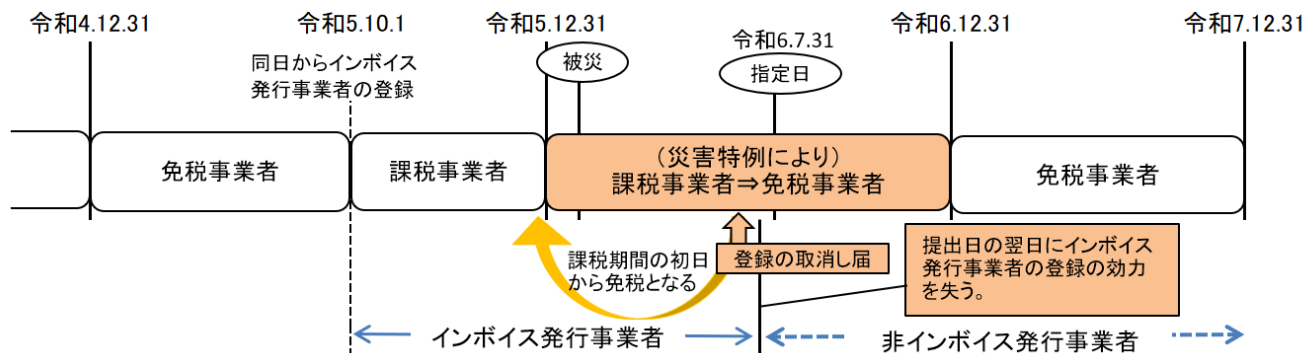
※ 事例の場合において、令和6年12月期のみ簡易課税制度を選択し、令和7年12月期について簡易課税制度の選択をやめるためには、指定日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出し、簡易課税制度の選択をやめようとする課税期間の初日の前日（令和6年12月31日）までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。指定日（事例では令和6年7月31日）までに提出する「消費税簡易課税制度選択届出書」と併せて提出していただいてもかまいません。

④ 届出災害特例の適用により簡易課税制度を選択する事業者は、簡易課税制度を2年継続して適用した後でなくても、その選択をやめることができます。なお、簡易課税制度の適用を受けることができる事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者です。

(事例5) インボイス発行事業者の登録の取消しを求める場合

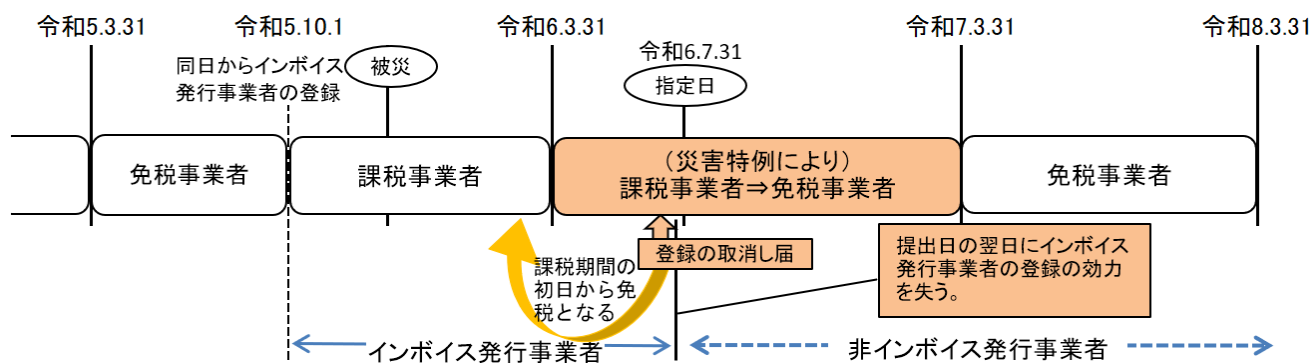
令和5年10月1日からインボイス発行事業者となったことに伴い課税事業者となった事業者が、令和6年能登半島地震により被災し、当面、事業の継続が難しくなったため、その登録を取り消し、免税事業者となる場合（指定日が令和6年7月31日の場合）

被災した課税期間中に到来した指定日までに 「登録の取消しを求める旨の届出書」を提出した場合（12月決算法人の事例）



- ※1 事例の場合においては、指定日（事例では令和6年7月31日）までに「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出していることから、その提出日の属する課税期間（被災した課税期間）である令和6年12月期の初日から納税義務の免除を受けることができます。
- ※2 「消費税課税事業者選択届出書」を提出しているインボイス発行事業者（基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者に限ります。）が、指定日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出している場合には、同様に、その提出があった日の属する課税期間（事例の場合には令和6年12月期）の納税義務の免除を受けることができます。

被災した課税期間の末日後、指定日までに 「登録の取消しを求める旨の届出書」を提出した場合（3月決算法人の事例）



- ※1 事例の場合においても、指定日（事例では令和6年7月31日）までに「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出しているため届出災害特例の適用はありますが、その提出日の属する課税期間は令和7年3月期（被災した課税期間の翌課税期間）であることから、令和7年3月期の初日から納税義務の免除を受けることになります。
- ※2 「消費税課税事業者選択届出書」を提出しているインボイス発行事業者（基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者に限ります。）が、指定日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出している場合には、同様に、その提出があった日の属する課税期間（事例の場合には令和7年3月期）の納税義務の免除を受けることができます。

- ✓ 上記事例においては、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」の提出日の属する課税期間の初日から免税事業者となりますが、当該課税期間の初日から当該届出書の提出日までの間の取引について交付するインボイス等は有効なものとなります。したがって、その取引先（買手）においては、その交付を受けたインボイス等に基づき仕入税額控除を行うことができます。
 - ✓ 「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」の提出日の翌日以降、インボイス発行事業者の登録の効力を失うため、同日以降の取引についてはインボイスの交付を行うことはできません。
- (注) 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者です。なお、合併・分割等があった場合や特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、納税義務が免除されない場合があります。

2 次の①から③の場合における事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用制限の解除

① 被災事業者である新設法人等が基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合

新設法人又は特定新規設立法人^(※)が、基準期間のない各課税期間（通常設立1期目及び2期目）中に調整対象固定資産を取得し、その取得した課税期間について一般課税で申告を行う場合、取得の日の属する課税期間の初日から原則として3年間は納税義務が免除されず、また、その課税期間の初日から2年間は「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができませんが、被災事業者である新設法人又は特定新規設立法人は、これにかかわらず、被災日を含む課税期間以後の課税期間から、これらの制限規定が適用されません。

したがって、被災事業者の基準期間ができてからの課税期間（通常設立3期目）以後の納税義務の判定は、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。

※ 新設法人とは、その事業年度の基準期間がない法人でその事業年度開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人をいいます。

特定新規設立法人とは、新設法人に該当しない新規設立法人のうち、その事業年度開始の日において、他の者に支配されているなど一定の場合に該当することとなる法人をいいます。

② 被災事業者が高額特定資産の仕入れ等を行った場合

高額特定資産^(※1)の仕入れ等を行い、その課税期間について一般課税で申告を行う場合、事業者は、その仕入れ等の日^(※2)の属する課税期間の初日から原則として3年間は納税義務が免除されず、また、その課税期間の初日から2年間は「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができませんが、被災事業者については、被災日を含む課税期間以後の課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等に係るこれらの制限は適用されません。

したがって、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間以後（被災日を含む課税期間以後の課税期間に限り、）の納税義務の判定は、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。

※1 高額特定資産とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※2 自己建設高額特定資産（他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産）を取得した場合の高額特定資産の仕入れ等の日は、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の支払対価の額（事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間において行った原材料費及び経費に係るものに限り、消費税に相当する額を除きます。）の累計額が1,000万円以上となった日となります。

③ 被災事業者が高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合

高額特定資産である棚卸資産等について棚卸資産の調整措置^(※1)の適用を受けた場合、その適用を受けた課税期間の初日から、原則として3年間^(※2)は納税義務が免除されず、また、その課税期間の初日から2年間は「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができませんが、被災事業者については、被災日を含む課税期間以後の課税期間から、当該高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合に係るこれらの制限は適用されません。

したがって、高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった課税期間の翌課税期間以後（被災日を含む課税期間以後の課税期間に限り、）の納税義務の判定は、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。

※1 棚卸資産の調整措置とは、免税事業者が課税事業者となる日の前日に、免税事業者であった期間中に行った課税仕入れ等に係る棚卸資産を有している場合、その棚卸資産の課税仕入れ等に係る消費税額を、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額とみなして仕入税額控除の計算の対象とする等の制度です。

※2 棚卸資産の調整措置を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産（他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったもの）にあつては、その建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの課税期間。

(1) 手続

事業者免税点制度の適用制限の解除については、下記(3)に該当する場合を除き、特段の届出は必要ありません^(※)。なお、簡易課税制度を選択する場合には、指定日までに（指定日後においては、その選択をする課税期間開始の日の前日までに）所轄税務署長へ「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

※ 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下のインボイス発行事業者が事業者免税点制度の適用を受けるためには、指定日までに所轄税務署長へその登録の取消しを求める旨の届出書（上記2頁の1②の届出書）を提出する必要があります（この届出書の提出により、その提出日の翌日からインボイス発行事業者の登録の効力を失います。また、原則としてその提出日の属する課税期間は納税義務が免除され、免税事業者となります。）。

(2) 対象となる課税期間

被災日を含む課税期間以後の課税期間から、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用制限が解除されます。なお、被災日以後に高額特定資産を取得する場合又は高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合は、被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産の仕入れ等を行った場合又は高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合に限りです。

※ (1)※のとおり、インボイス発行事業者が登録の取消しを求める旨の届出書を提出した場合には、原則としてその提出日の属する課税期間から納税義務が免除されます。

(3) 令和6年能登半島地震による災害に係る国税通則法第11条の規定の適用を受けていない場合

令和6年能登半島地震による災害に係る国税通則法第11条による申告等期限の延長の規定の適用を受けていない被災事業者が、当該事業者免税点制度の適用制限の解除の適用を受けようとする場合には、次の事業者ごとに以下の届出書をそれぞれの期日までに所轄税務署長へ提出する必要があります。

- 新設法人又は特定新規設立法人に該当する被災事業者：
「特定非常災害による消費税法第12条の2第2項（第12条の3第3項）不適用届出書」
⇒ 基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日と指定日とのいずれか遅い日
- 高額特定資産を取得した被災事業者又は高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった被災事業者：「特定非常災害による消費税法第12条の4第1項（第2項）不適用届出書」
⇒ 高額特定資産の仕入れ等の日又は高額特定資産である棚卸資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった日の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日

次ページ以降では、届出災害特例に係る次の具体的な適用事例を掲げています。

事例1 被災事業者となった新設法人が、その基準期間がない各課税期間中に調整対象固定資産となる機械等を取得していた場合

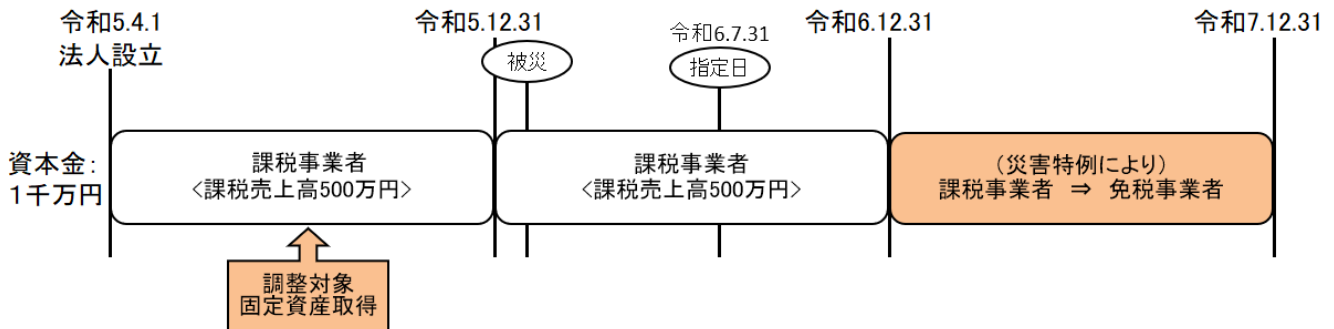
事例2 被災事業者となった新設法人が、その基準期間がない各課税期間中に調整対象固定資産を取得し、当該調整対象固定資産を取得した日の属する課税期間の翌々課税期間から簡易課税制度を選択する場合

事例3 被災事業者が被災日以後に高額特定資産に該当する建物を取得する場合

事例4 被災事業者が高額特定資産に該当する建物を取得した課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択する場合

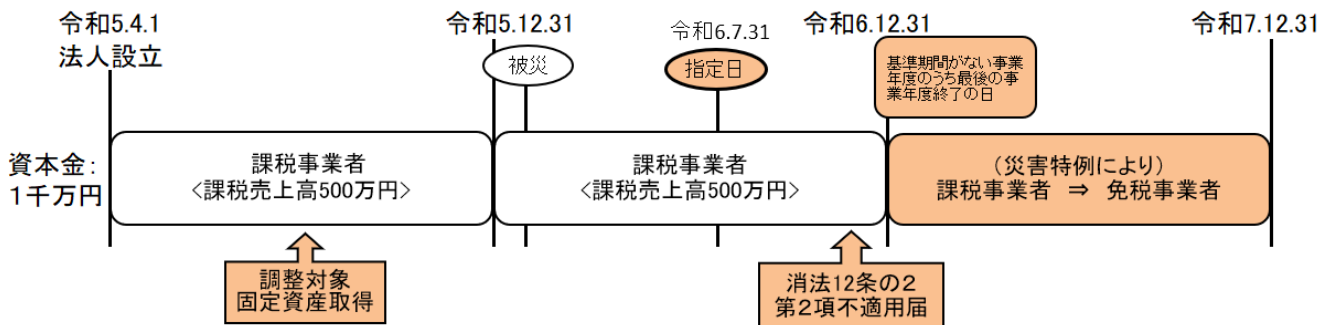
(事例1・2) 新設法人が被災事業者となった場合

(事例1) 被災事業者となった新設法人が、その基準期間がない各課税期間中に調整対象固定資産となる機械等を取得していた場合(指定日が令和6年7月31日の場合)



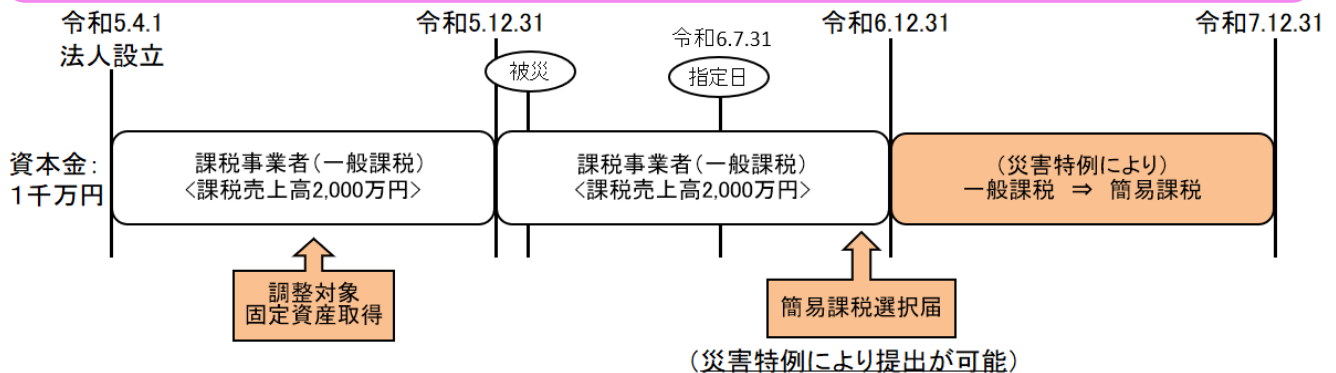
- ※1 新設法人又は特定新規設立法人の基準期間ができた後の課税期間の納税義務の判定については、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。
また、新設法人又は特定新規設立法人のその基準期間がない課税期間は、消費税法第12条の2第1項又は同法第12条の3第1項の規定により課税事業者となるため、届出災害特例により免税事業者となることはありません。
- ※2 被災事業者がインボイス発行事業者の場合、事業者免税点制度の適用を受けることはできないため、令和7年12月期についてその適用を受けるためには、令和6年12月17日までに所轄税務署長へ「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出する必要があります(この届出書の提出により、令和7年1月1日からインボイス発行事業者の登録の効力を失います。)

(国税通則法第11条による申告等期限の延長の規定の適用を受けていない場合については、以下のとおり届出書の提出が必要となります。)



- ※ 事例の場合には、基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日(令和6年12月31日)までに「特定非常災害による消費税法第12条の2第2項(第12条の3第3項)不適用届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。

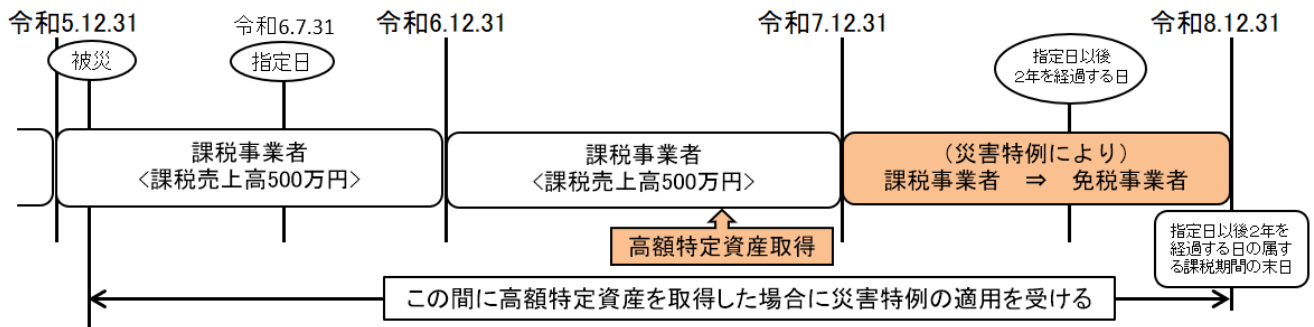
(事例2) 被災事業者となった新設法人が、その基準期間がない各課税期間中に調整対象固定資産を取得し、当該調整対象固定資産を取得した日の属する課税期間の翌々課税期間から簡易課税制度を選択する場合(指定日が令和6年7月31日の場合)



- ※ 事例の場合には、令和6年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。なお、指定日とその選択をする課税期間の開始の日以後に到来する場合、指定日が当該届出書の提出期限となります。
- (注) 簡易課税制度の適用を受けることができる事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者です。

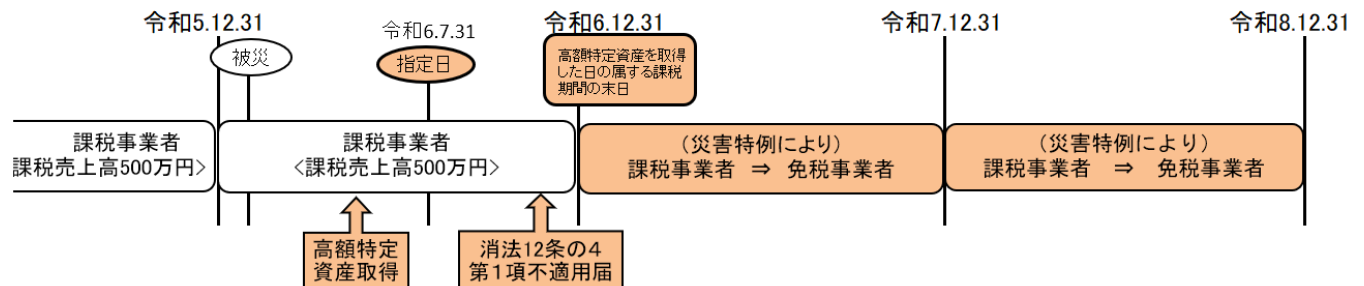
(事例3・4) 被災事業者が高額特定資産を取得する(取得していた) 場合

(事例3) 被災事業者が被災日以後に高額特定資産に該当する建物を取得する場合(指定日が令和6年7月31日の場合)



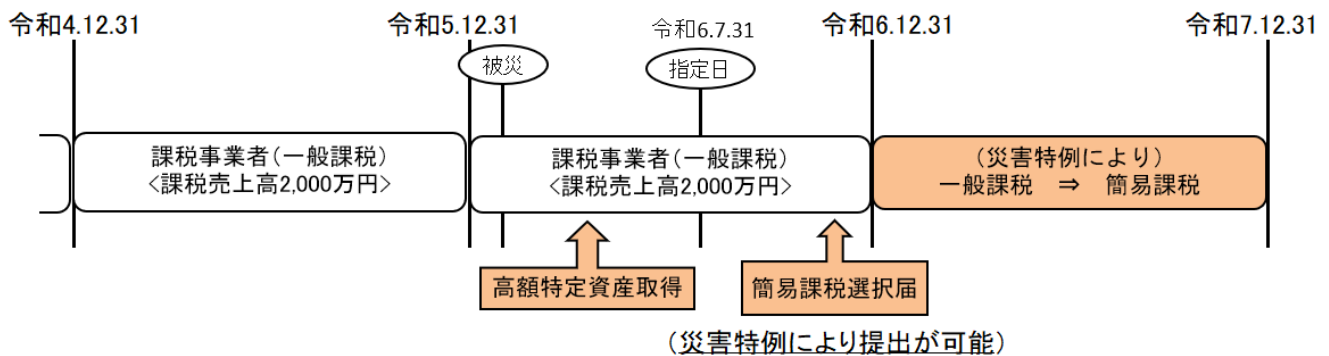
- ※1 事例の場合には、届出災害特例により高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度の適用制限は解除されますので、令和8年12月期の消費税の納税義務の判定については、その基準期間における課税売上高等により行うこととなります。
- ※2 被災事業者がインボイス発行事業者の場合、事業者免税点制度の適用を受けることはできないため、令和8年12月期についてその適用を受けるためには、令和7年12月17日までに所轄税務署長へ「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出する必要があります(この届出書の提出により、令和8年1月1日からインボイス発行事業者の登録の効力を失います。)

(国税通則法第11条による申告等期限の延長の規定の適用を受けていない場合については、以下のとおり届出書の提出が必要となります。)



- ※ 事例の場合には、高額特定資産を取得した日の属する課税期間の末日(令和6年12月31日)までに「特定非常災害による消費税法第12条の4第1項不適用届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。

(事例4) 被災事業者が高額特定資産に該当する建物を取得した課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択する場合(指定日が令和6年7月31日の場合)



- ※ 事例の場合には、令和6年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。なお、指定日とその選択をする課税期間の開始の日以後に到来する場合、指定日が当該届出書の提出期限となります。
- (注) 簡易課税制度の適用を受けることができる事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者です。

3 申告期限の延長に伴う消費税の中間申告書の提出に係る特例

国税通則法第 11 条の規定による申告等期限の延長により、消費税の中間申告期限と確定申告期限が同一の日となる場合には、その消費税の中間申告書については提出を要しません。

なお、年 3 回、年 11 回の中間申告を行う必要のある事業者のその中間申告期限のみ同一の日となり、確定申告期限と同一の日とならない場合には、この特例は適用されません。この場合、申告期限が同一の日となる複数の中間申告については、中間申告対象期間ごとにそれぞれの中間申告書を提出する必要があります。これは仮決算による中間申告書を提出する場合であっても同様です。

※1 国税通則法第 11 条の規定による申告等期限の延長の対象事業者は、国税庁告示により申告等期限を延長することとされている指定地域（石川県及び富山県）内に納税地を有する事業者及び所轄税務署長から個別に申告等の期限の延長について期日を指定された事業者です。

※2 消費税の中間申告が必要な事業者が、被災したことにより前年と事業状況に大幅な変動が生じている場合などは、前年の確定消費税額をもとにした中間申告によらず、仮決算により中間申告を行うこともできます。

令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた場合の税制上の措置（手続）については、国税庁ホームページ（ホーム>税の情報・手続・用紙>税について調べる>災害関連情報>令和 6 年能登半島地震に関するお知らせ）に掲載していますので、ご参照ください。

ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。